

「トライオート ETF 取引説明書」の一部改正について

(平成 30 年 1 月 22 日)

現行	変更後
<p>(前文) お客様各位 インヴァスト証券株式会社(以下「当社」といいます) 取扱いの「トライオート ETF」(以下「本取引」といいます) は、当社とお客様とが相対で行う差金決済取引(以下、「店頭 CFD」といいます) です。 本取引は、少額の資金で多額の取引を行うことができるレバレッジを用いた取引が可能のため、レバレッジを用いた取引を行う場合の本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなります。 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、対象とする銘柄の価格変動や、金利、外国為替の価格変動、原資産の運用状況または原資産の発行者による信用状況の悪化等により損失が生ずるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。 本説明書は、金融商品取引法(以下「法」といいます) 第 37 条の 3 の規定により、金融商品取引契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。 本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書および本説明書とともに交付される「店頭 CFD 取引 契約約款」(以下「契約約款」といいます) の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容およびリスクを十分に把握し、ご理解いただいたうえで、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した上で、お客様ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願いいたします。</p> <p>(枠内) I 本取引の取引手数料については、すべて無料です。</p> <p>II 本取引は、対象とする銘柄の価格変動や、金利、外国為替の価格変動、原資産の運用状況または原資産の発行者による信用状況の悪化等により損失が生ずるおそれがあります。レバレッジを用いた取引を行う場合の本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。</p> <p>III 本取引は、対象とする銘柄を売買する際の売買価格差(スプレッド)があり、経済指標の発表時や相場の急変時、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。</p> <p>IV 原資産である ETF は、基準価格が対象となる指標に連動することを目指して運用されますが、運用上、基準価格と対象指標が乖離することがあります。なお、原資産の市場の急変時などには、対象指標による運用が困難になる場合もあります。</p>	<p>(前文) ※構成を一部修正 本説明書は、金融商品取引法 第 37 条の 3 の規定により、金融商品取引契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。  インヴァスト証券株式会社(以下「当社」といいます) の「トライオート ETF」(以下「本取引」といいます) は、当社とお客様とが相対で行う店頭 CFD 取引です。 本取引は元本および利益が保証された取引ではありません。 少額の資金で多額の取引を行うことが可能であるため、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。 本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面とあわせて、「店頭 CFD 取引 契約約款」(以下「契約約款」といいます) の内容を熟読いただき、取引の仕組みやリスクを十分に把握、ご理解いただく必要があります。ご自身の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、お客様ご自身の責任と判断において取引を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>(枠内) ※見出しを追加し、構成を一部修正 <u>店頭 CFD 取引について</u> ・本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引です。 当社が提示する価格は原資産の価格を参照したものであり、取引所の市場価格とは異なります。  ・本取引の取引手数料については、すべて無料です。  ・お客様からお預かりした証拠金(証拠金預託額+評価損益+未確定の金利等調整額)は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座(以下「信託口座」といいます)にて、当社の財産とは区分して管理します。  <u>分配相当額について</u> ・分配相当額については、権利付最終売買日を超えて買いポジションを保有している方は受取、売りポジションを保有している方は支払が発生します。  <u>金利調整額について</u> ・建玉を保有した状態で取引終了時刻を迎えた場合、金利</p>

現行	変更後
<p>V 本取引は、権利付最終売買日の建玉状況によって分配相当額の受け払いが発生しますが、原資産であるETFの運用状況によっては、分配相当額の受け払いが行われない場合があります。</p> <p>VI 本取引は、日本・米国のETFの中から、当社が選別し提供する銘柄のみ取引をすることが出来ますが、本取引は、店頭CFD取引のため、実際の取引所で行われる売買の取引価格とは相違して約定する場合があります。</p> <p>VII 本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。</p> <p>VIII 本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社は、お客様との本取引に係る当社の建玉をカバーするために、下記の金融機関（以下「カバー先」といいます）で、適宜カバー取引を行います。</p> <p>（カバー先の商号等） （省略）</p> <p>IX お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額+評価損益+未確定の金利等調整額）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。</p> <p>X 本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。</p> <p>XI 本取引は、法第37条の6に規定される書面による解除（クーリングオフ）はできません。</p>	<p>調整額が日々発生します。売建玉には金利調整額とあわせて貸株料調整額が発生します</p> <p><u>ロスカットについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引口座において、有効証拠金が当社の設定する必要証拠金の基準（有効比率）を下回った場合、取引時間内のすべての建玉は反対売買により自動決済（ロスカット）されます。</li> <li>急激な相場変動時においては、定められた比率を大きく割り込んでロスカットされる場合があります。また、証拠金預託額以上の損失が発生する場合があります。</li> </ul> <p><u>店頭CFD取引のリスクについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本取引は、対象とする銘柄の価格変動や、金利、外国為替の価格変動、原資産の運用状況または原資産の発行者による信用状況の悪化等により損失が生ずるおそれがあります。レバレッジを用いた取引を行う場合の本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。</li> <li>本取引は、対象とする銘柄を売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、経済指標の発表時や相場の急変時、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。</li> <li>原資産であるETFは、基準価格が対象となる指標に連動することを目指して運用されますが、運用上、基準価格と対象指標が乖離することがあります。なお、原資産の市場の急変時などには、対象指標による運用が困難になる場合もあります。</li> <li>本取引は、権利付最終売買日の建玉状況によって分配相当額の受け払いが発生しますが、原資産であるETFの運用状況によっては、分配相当額の受け払いが行われない場合があります。</li> <li>本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。</li> <li>本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。</li> <li>本取引には値幅制限がありません。そのため、急激な価格変動により、証拠金預託額以上の損失が発生する場合があります。</li> </ul> <p><u>カバー取引について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本取引においては、下記の金融機関においてカバー取引を行います。</li> </ul> <p>（カバー先の商号等） （省略）</p>

現行	変更後
<p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>平成29年7月24日</u></p>	<p><u>クーリングオフについて</u>            ・本取引は、法第37条の6に規定される書面による解除(クーリングオフ) はできません。</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>平成30年1月22日</u></p>